

「はっきり断る」大切

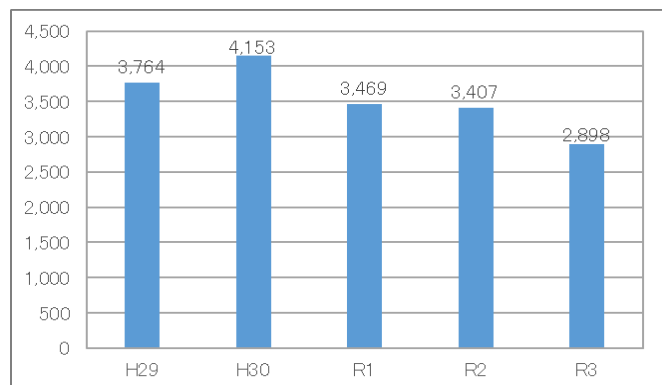
高齢者の消費トラブルに関する相談が後を絶ちませんが、その背景として、多くの高齢者が抱えている「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安があります。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は自宅にすることが多いため、電話勧誘販売や訪問販売による被害に遭いやすいのも特徴です。

▼大手通信業者を名乗って自宅の光回線をアナログ回線に戻さないかと業者が訪問してきた。アナログ回線に戻せば月々の利用料が安くなると説明され契約したが、実態は、通信事業者でない別業者と毎月の生活に関するサポート契約となっており、サポート料が毎月5千円近く発生することが分かった。(80代・男性)

▼「身体に不調はないか」と健康食品を扱う販売業者から電話がかかってきた。膝が痛いなどと世間話をしていたところ、サプリメントの勧誘を受けた。断ったつもりでいたが、後日3万円の請求書とともに高額なサプリメントが届いた。(80代・女性)

▼独り暮らしの高齢女性の元に布団の打ち直しをしないかと布団販売業者が家に訪問してきた。打ちなおしを依頼したところ、一緒に布団セットの購入を勧められた。勧められるまま契約となり書類にサインをした。気付いたら5セット以上、金額は合計100万円を超えていた。本人は何の契約をしたのか、はっきり分からない。(90代・女性)

このような被害を防ぐために、必要がなければ「いりません」「興味がありません」「契約しません」などの言葉ではっきり断ることが大切です。また、家族や周囲の人が、日頃から高齢者の様子に気を付けることが大切です。離れて暮らしている場合は



※県内の消費生活相談窓口寄せられた
高齢者のトラブルに関する相談件数

なるべく頻繁に連絡を取り、帰省の際などには不審な書面や大量の商品、困っている様子がないか確認するようにしましょう。

被害の拡大を防ぐために、高齢者がトラブルに遭っているかもしれないと疑問に思う場合、判断に迷う場合には、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8:30～17:00 土曜日9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。